

平成27年度第2回定例会

日 時： 平成27年12月17日（木）午後1時30分から

場 所： 図書館本館 講座室

出席者： （図書館協議会委員）会長、副会長、委員5名

（事務局）図書館長、企画運営係長、サービス係長

子ども読書支援係長、地域資料係長、総務係長

担当職員4名

会長： 本日は委員1名から会議に遅れるとの連絡が入っている。現在委員6名が出席しているため、多摩市図書館協議会規則第4条により平成27年度多摩市図書館協議会第2回定例会を開催する。事務局より配布資料の確認をお願いします。

（事務局配布資料の確認）

議題の前に報告案件を事務局からお願いしたい。

館長： 1点目は資料2-5「平成27年度多摩市立図書館蔵書点検報告」について。書架の本は貸出や閲覧により動くので、目録情報とのずれが生じ補正が必要となるため年1回の蔵書点検を行っている。日程については、土日には点検による休館を設けないことと、同時に休館するのは2館までとし、利用者への影響を少なくした。結果と分析では、本館の不明点数が他館と比べてやや多いことが特出すべき点。資料2-5の2枚目裏面に不明の割合を載せているが、全体では0.13%だが本館は0.36%となっており、他館と比べてやや多くなっている。本館は学校施設を改修しており、見通しが悪いためではないかと推測される。これまでもCDをカウンター前の棚へ移動するなどの工夫をしている。今後については、本館は暫定利用のため新たな本館を考えていかななくてはいけない時期だが、最近はICタグで不正持出防止と自動貸出が同時にできる技術も出てきているため、それらを含めて具体的に検討していきたいと考えている。

会長： 今の報告について、質問等があればお願いします。

委員： 全体の不明率が0.13%とのことだが、これは他自治体の図書館と比較してどうなのか。

館長： 不明数の報告はあまりないが、図書館ハンドブックを見ると多摩市より多い数字が載っている。ただ、書店での不明割合を見ると多摩市とほぼ同じ数字である。

副会長： 団体貸出室での不明についてだが、特定の登録団体が利用しているにもかかわらず不明が出てしまうのか。

館長： 団体貸出室や書庫については、必ずしも持ち去られたということではなく、整理が行き届かないために不明になったものが翌年には見つかることもある。不明の中には図書館内の整理の都合で見つからないものも含まれることをご理解いただきたい。

会長： ほかに何かあるか。なければ次の報告案件をお願いしたい。

館長： 2点目は「平成27年多摩市議会第4回定例会の報告」について。図書館に関連する一般質問が橋本由美子議員よりあった。質問項目は『人口ビジョンから公共施設のあり方まで、「計画づくり」と住民参加』というもの。内容は9月の決算審査の質疑答弁で、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」に「廃止」とされている4つの地域図書館について、教育委員会として見直しを進めると答弁しているが、どのように見直しが行われ、いつ市民に報告し意見を聞くのかという趣旨のもの。教育長からは、「多摩市読書活動振興計画」を検討する中でさまざまな見直しをしているということと、行動プログラムでは本館と駅前拠点館を除く4館を廃止としているが、やはり駅前拠点館を補完する機能も必要であり、コミュニティセンターなどの身近な場所に貸出や予約資料の受取りのほか、新聞や雑誌、子どもの本を中心とした一定の蔵書が必要という考えを答弁した。具体的な個々の施設については教育委員会だけでは決められないところがあり、今後行動プログラムの更新が予定されている中で、教育委員会も市民と一緒に検討していくという趣旨の答弁をした。

また、補正予算の審議があり、図書館に関連した不動産鑑定料の予算が認められた。10月20日開催の経営会議、部長級と理事者が出席する会議だが、ここで学校法人桜美林学園からの要望について報告があった。内容は、桜美林学園の創立100周年になる2021年に9年制の義務教育学校を新設したいということで、場所は旧西落合中学校（現在の図書館本館）を活用したいこと、用地の確保については多摩アカデミーヒルズ用地との一部交換を含め検討したいという申し出があった。市はこの申し出を現在検討中であり、交換する用地を鑑定する必要があるため、予算を計上し認められた。現在の本館は平成20年に10年間の暫定活用ということで部分的な改修を加えて活用しているところ。行動プログラムでは本館の移転先として鶴牧倉庫としていたが、今回新たな選択肢が出たことになる。公共施設の行動プログラムに関する図書館協議会からいただいた意見の中には、平成22年4月の答申にあるものを踏まえて、場所については多摩センター駅周辺が望ましいという意見をいただいている。今回の用地が多摩センター駅周辺といえるかは微妙なところだが、鶴牧倉庫よりは面積が若干広くとれるのではないかと考えている。平成22年の答申では1万㎡となっているが、周辺各市をみてもそこまで大きなものは難しいのではないかと考えている。中央図書館の名称についても図書館協議会から意見があろうかと思う。できれば1月末か2月上旬あたりで、用地の規模などの想定が出せれば意見をいただきたいと考えている。日程等については改めて調整させていただく。

また、子ども教育常任委員会が今週あり、この「多摩市読書活動振興計画（原案）」について報告した。一般質問で質疑いただいた橋本議員からは、原案をそのまま出すと市民の誤解を招くのではないかと意見をいただいた。たとえば

44 頁にある本館や地域館のイメージ図、また参考資料の分析のところの記述に矛盾が見られるのではないかとのこと。主に 44 頁の図では「わかりにくい」「誤解を招く」との意見をいただいた。議会の報告については以上。

会長： 桜美林の跡地が中央図書館の施設として使えそうだということが、その見通しについてももう少し詳しく伺いたい。また、44 頁の図については、どのようなところが誤解を招くのか。

館長： 桜美林の件については現在検討中で、これ以上報告することはない。
また、誤解を招く可能性があるところについては、44 頁の図や巻末資料の全域サービスのところで述べている「コミュニティセンターなどにおける拠点館を補完するような機能により、全域をカバーしていく検討が必要です」等地域館について触れているところ。44 頁の図の「現在の地域館」の矢印が「拠点館を補完」と「新たな本館」とに複数あるところがわかりにくいとか、「地域館をカバーする機能」の趣旨が全域サービスを堅持することを考えているかがわかりにくいなど。地域館の個別の施設をどれくらい残すかといった具体的なところは行動プログラムと一緒に検討しないと言えないと考えているので、この原案の中の「地域をカバーする機能」には「貸出・返却、予約資料の受け渡し、施設や利用状況に応じて蔵書や運営の縮小」等機能的なところだけを書いている。しかし丸で囲んでしまうと丸の大きさを施設の大きさと認識されるなど誤解を招くのではないかとのこと。

会長： この議会の報告について質問はあるか。なければ本日の議題に入る。議題 1「多摩市読書活動振興計画について」事務局より説明をお願いします。

館長： 9 月 9 日の図書館協議会において、この計画の素案についてご意見をいただいた。副会長からは詳細なご意見をまとめていただき、また、資料 2-6 でお配りしたものは、その時の発言やその後メール・ファックスでいただいたものをまとめたもの。まず教育委員会協議会に報告し、事務局でもいただいたご意見を踏まえて手を加え、庁内の策定委員会で改めて検討した。そして原案までまとめた段階で教育委員会の協議会に報告し、今週の子ども教育常任委員会でも報告したところ。お配りした段階でまだ脱字や体裁が整っていないところもあり現在引き続き見直しているが、本日この原案についてご意見をいただければと思っている。

今後の予定については、1 月 15 日から 2 月 1 日までパブリックコメントを実施し、それと並行して市内 7 館でこの計画についての市民懇談会を予定している。その後、本日いただいたご意見と、市民の方からいただいたご意見をもとに再度策定委員会で検討し、年度内には教育委員会で決定したいと考えている。

次に内容について説明する。前回いただいたご意見も部分的に直せばよいという簡単なものではなかったと受け止めており、見直しもかなりおこなった。個々のご意見に対してどう修正したかという説明ではなく、全体としての説明とさせていただく。まず、「はじめに」がないというのはいかがなものかというご意見

をいただき「はじめに」を入れた。その中では読書の必要性、多摩市立図書館の成果と課題、近年の読書活動振興のさまざまな取り組み、多摩市で取り組んでいるESDに関連付けた図書館の必要性などを述べている。続いてiii頁以降に計画の目的、目標像、計画期間をまとめている。以前の目標像は「市民の『知る』を支援する」であったが、前回ご意見をいただき検討し、読書によって心が豊かになることも表現に盛り込み「市民の知るを支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます」とした。計画期間は5年。また、多摩市子どもの読書活動推進計画との関係が不明確とのご意見があったため明確にした。計画の構成については1頁の図のとおり。「Ⅰ現状」「Ⅱ課題」「Ⅲ取り組み」の3つの構成は前回と変わらないが、内容を変えたところがある。まず「Ⅰ現状」では前回までは多摩市立図書館の現状から入ったが、今回は読書活動や図書館をとりまく状況などいただいたご意見を取り入れながら記述を見直した。図書館が対応すべき新しい課題や研修の充実の記載もしている。6頁からは多摩市立図書館の現状だが、前は統計的な表が多く、分析と重複する部分もあったため整理をした。それから17頁「Ⅱ課題」で前は「考察」に頁を割いていたが、計画としてはいらないのでのご意見を受け参考資料に移した。28頁以降が「Ⅲ取り組み」となっている。前は新たな本館とサテライト的機能を説明していたが、そのサテライト的機能がわかりにくいと指摘された。今回はサテライト的機能という言葉は使わず、44頁の図で少し詳しく説明することとした。行動プログラムにおける地域館は「貸出・返却・予約本の受取」という小規模な拠点のイメージであったが、今回は子どもの本を中心とした蔵書も必要という記述をしている。個々の施設の規模については、行動プログラムの更新の動きの中で教育委員会も市長部局と教育以外の機能との兼ね合いもあるため、地域のニーズや市民の意見も踏まえ検討するというところで、ここではハード面については書かず機能的なところに止めている。新たな本館の必要性については教育委員会としても一貫しているところ。45頁の中段ではこれまでの中央図書館の基本構想等にも触れながら、巻末にはそれらの検討経過のまとめをつけた。これまでも多摩センター地区に必要であるという議論があったことなども記載している。説明は以上。

会長： 多摩市読書活動振興計画について修正箇所を説明いただいた。今後、計画についてのパブリックコメントをするため、図書館協議会としての検討は今回が最後となる。ご意見をお願いしたいが、先に副会長からご意見があるとのことなのでお願いしたい。

副会長： では資料をご覧ください。少しきつい表現もあると思うがご容赦いただきたい。この計画（原案）に対する私の意見を読ませていただく。

●読書活動振興計画（原案）全体への意見（まとめとして）

振興計画の目標像が明確になったことは大変良かったと思いますが、昨年の素

案、9月の計画案、今回の原案を読んできて思うことは、この振興計画の推進拠点（旗振り役）である図書館が、読書活動振興計画（原案）で、よりどころと位置付けている平成17年の「文字・活字文化振興法」において、その基本理念を活かし、読書活動の振興の円滑な推進を図るために欠かせない図書館、教育機関、その他の関係機関などとの連携の強化や必要な体制の整備についての施策の展開がどのように成され、市民がどのような形で読書活動の輪の中に加わっていくのか、市民には見えてこない内容となっています。

国は、この計画の重要な役割を担う図書館について、平成18年に、「これからの図書館サービスに求められる新たな視点」及び「これからの図書館経営に必要な視点」に立った「これからの図書館像」の提言を、平成20年には「これからの図書館像」の実現のための「図書館職員の研修の充実方策について」の報告を、同年、図書館の自己評価・運営改善・その公表などの「図書館法」の改正を行いました。さらにこれらを踏まえ、平成24年には、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正し、「自己評価を行うよう努めなければならない、さらに、外部評価を行うよう努める」と明確にしました。

こうした国の動きは、“図書館に対するニーズや地域課題の多様化・複雑化”など、読書環境の変化による図書館の役割の拡大に対応し切れていない、或いは一向に改まらない現状をどうにかしたいとの思いがあったからだと考えています。この計画にはその思いが活かされていません。何のために、誰のために作ろうとしているのかが理解されていないように思われます。以上の理由で、この計画（原案）について、市民の視点に立ち、市民の参加を促すような根本的な見直しを強く望みます。

そこで、読書活動振興計画の円滑な推進を図るため、多摩市立図書館の抱える課題として、下記の1～3を取り上げ、対応策を講じた見直しを提案します。

なお、この提案を協議会の意見とするかどうか、この発言の後に賛否をとっていただきたいので、よろしくお願いします。

記

1. 図書館の自己評価・外部評価の実施について

下記の(1)～(3)を踏まえ、自己評価・外部評価の実施を提案します。

- (1) 自己評価・外部評価については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に必要性・取り組み方が述べられていますが、「これからの図書館像」では、第2章 3. 「これからの図書館経営に必要な視点」において、評価の在り方が示されています。
 - ① 図書館サービスの評価は、その必要性・有効性・効率性等の観点から評価を行い、住民に公表する。
 - ② 評価に当たっては、これまでの貸出冊数を中心とした評価の在り方を社会のニーズに応じて見直し、多様なサービスに対応した評価の在り方を

考える必要がある。

- ③ 評価の指標には、どれだけの資料やサービス等を提供したか（アウトプット）だけでなく、サービスの提供した結果として、地域や住民に対して、どのような成果がもたらされたか（アウトカム）を表す指標が必要であると示されています。

(2) 2頁「子どもの読書活動の推進に関する法律」について

第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、

- ①「地域における子どもの読書活動推進体制」において、「市町村は、市町村計画において、子どもの読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況に関し、点検及び評価を行うよう努める」と示されています。
- ②子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化として、「図書館の資料、施設等の整備・充実」の中で、「図書館は、図書館法や望ましい基準等を踏まえ、主に次の観点により、地域における子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう努める」とし、その一つとして、「運営の状況に関する評価等の実施」において、「図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況に関し、自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める」とも示されています。

(3) 町田市立図書館の評価の取り組み

平成 20 年の図書館法の改正により、館内に評価方法の検討プロジェクトを作り、翌年、検討結果をまとめ、平成 21 年度事業を対象に、第 1 回の図書館評価を始める。

評価項目は、特に、市民サービスに関わる 39 項目を選び、中期的計画、単年度の取組目標に対する取組結果について、3 段階の評価を行い、その自己評価についての第三者評価として、やはり 3 段階の評価とコメントを付けた外部評価を図書館協議会が行っています。

*町田市の図書館評価結果を見ると、自己評価・外部評価を行うことにより、運営上の課題・問題点が見えてきており、運営の改善・サービスの向上に繋がっていきます。

※関連項目の見直し

- ①18 頁「多摩市立図書館が抱える課題」
- ②23 頁「運営の状況に関する点検及び評価等」
- ③26 頁「運営の状況に関する点検及び評価」
- ④29 頁 (5) 弾力的な管理運営 「取組 15 事業計画の策定と点検評価」
- ⑤46 頁「取組 15 事業計画の策定と点検評価」

2. 現行の図書館の基本方針「市民の『知る』を支援する」及び「資料の収集方針」の見直しについて

読書活動振興計画の目標像が、「市民の『知る』を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます」と一歩前進しましたが、この振興計画の推進拠点となる図書館（平成 23 年策定）の基本方針が「市民の『知る』を支援する」に止まっていることは、振興計画の推進に差し障りが生じることとなります。

従って、読書活動振興計画の「目標像」を共有することが、振興計画の円滑な推進に不可欠です。現基本方針を見直すよう提案します。また、積極的な地域課題解決支援のため、「図書館資料収集要綱」の行政資料収集方針に「先進事例の行政資料の収集」を付け加えるよう提案します。（資料の廃棄基準はあるのか確認する）

※関連項目の見直し

①iiiのページ 1「目的」（下から1～2行目）

「今計画は『文字・活字文化振興法』に基づき、読書活動の振興を図るとともに、その土台となる図書館の運営の改善を行うことを目的とします」となっていますが、「文字・活字文化振興法」では、“運営の望ましい基準”が具体化されていません。何を目標に運営の改善を行うのか市民には良くわかりません。

そこで、次のように訂正するよう提案します。

「この計画は『文字・活字文化振興法』に基づき、読書活動の振興を図るとともに、その拠点となる図書館は、図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準等を踏まえ、運営の改善・向上を図ることを目的とします」とする。

②ivのページ 2「計画の目標像」（上から2～3行目）

“平成 23 年に策定した「多摩市立図書館の基本方針・運営方針」で掲げた基本方針「市民の『知る』を支援する」を踏まえながら”を次のように訂正すべきと提案します。「図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準等を踏まえ」とする。

③1 頁「多摩市読書活動振興計画の構成」のⅡ課題

第3「とりまく状況や課題を踏まえた読書活動と多摩市立図書館の方向性」となっていますが、「方向性」という言葉では、どこに課題があるのかが分からず、「方向性」という言葉は不適です。次のように訂正すべきと提案します。「とりまく状況や課題を踏まえた読書活動と多摩市立図書館の機能強化・関連機関との連携強化」とした課題として捉えるべきです。

④23 頁「運営の状況に関する点検及び評価等」（評価のよりどころの見直し）

⑤25 頁「地域の課題に対応したサービス」の「今後の方向性」の前半（・・・

団体の支援)はカットし、「積極的な先進事例の収集・調べ案内(パスファインダー)の充実に取り組み、地域資料の活用を図る」と訂正すべき。

※「運営上の望ましい基準」には「地域の課題に対応したサービスとして、地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供」と明確にされています。

⑥27頁「とりまく環境や課題を踏まえた求められる取り組み」の図

「図書館運営の改善」を「図書館の機能強化」と訂正すべきである。

⑦29頁(3)「市民や地域に役立つ図書館」を「市民・地域・行政に役立つ図書館」と訂正し、「取組8 地域資料の活用による地域課題解決の支援・地域文化の継承」とすべきである。

⑧29頁(4)「調べるを支え、つながる図書館」の「取組9 地域資料の積極的収集・調べ案内の充実」とすべきである。

3. 人材育成の見直しについて

図書館をとりまく読書環境の変化、図書館の役割の拡大及び自治体の先進的事例などを察知し、市民視点を忘れずに、読書活動振興のための国の施策に対しても、自ら前向きに取り組んでいく姿勢(意識改革)の養成のため、次の二つを提案します。

(1) 現状の図書館職員研修を見直し、市職員としての事業遂行・事業管理力、企画(立案)力などの養成研修を取り入れる。

(2) 市長部局(予算決算を担当する事業執行課)への人事異動を積極的に行う。

※関連項目の見直し

①18頁「多摩市立図書館が抱える課題」

②24頁「職員の配置等」「職員の研修」

③26頁「職員の配置、研修等」

④29頁 弾力的な管理運営(5)「取組13 職員体制の見直し」に「研修の見直しと充実」を加筆

⑤46頁「取組13 職員体制の見直し」に「研修の見直しと充実」を加筆

以上が私の意見だが、皆さんのご意見を伺いたい。この振興計画が市民に本当に役立つものとなるようにとの思いで提案する。委員の方々の賛成が得られれば協議会の意見として提案したいので、賛否の確認をお願いしたい。

会長： 協議会としての意見をまとめるということか。

副会長： 個人の意見として出すより協議会の意見とする方が受取る側の印象が違うと思うので、できれば協議会として意見がまとまるとよい。

会長： では順番に意見を伺う。「1 図書館の自己評価・外部評価の実施について」はいかがか。自分としては大賛成。千代田区には図書館協議会ではなく図書館評議会

があり、自分はその下部組織である評価部会に携わっている。メンバーは4人で毎年評価を行っている。多摩市も自己評価とともに外部評価として図書館協議会または下部組織をつくり評価を行ってもよいのではないか。最近是指定管理事業者の選定の際に業務要求水準書で厳しく評価を行っているが、自治体直営の図書館ではあまり積極的に評価が行われていない。評価の実施は図書館法でも謳われているため、この方向性はよいと思う。皆さんはいかがか。

異論がなければ先に進む。「2 現行の図書館の基本方針「市民の『知る』を支援する」及び「資料の収集方針」の見直しについて」は、具体的に何を変えればよいのか。

副会長： 今回、振興計画の目標像が変わったが、振興計画の拠点である図書館の基本方針が「市民の『知る』を支援する」で終わっているため、目標像に合わせて基本方針を改めた方がよいということ。

会長： 平成 23 年の「多摩市立図書館の基本方針・運営方針」はこの振興計画が策定されても残るものなのか。

館長： 今回は「基本方針・運営方針」に代わる計画を作っているわけではないので、これは残るもの。基本方針のキャッチフレーズ的には「市民の『知る』を支援する」とあるが、その下に続けて補足説明があり「多摩市立図書館は持続可能な社会を目指し、すべての市民が必要とする資料や情報を得ることを支援します。そして、いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる図書館サービスの実現のため、地域や他機関と協力し、市民のみなさんと一緒に、積極的な図書館活動を推進します。」とある。前回の素案では「市民の『知る』を支援する」だけで、それだけでは違うイメージになる可能性もあったが、今回の目標像は基本方針の補足説明も加えたものになっている。

会長： 今回の計画策定に合わせて「基本方針・運営方針」をそこだけ変えることは難しいのではないか。

副会長： 「基本方針・運営方針」の補足説明にある「いつでも、どこでも、だれでも気軽に利用できる図書館サービスの実現」は、守りの姿勢に感じる。それに対して計画の目標像は1歩進んだ関わりがあるのではないか。市民が読書を通して育ち、その成果を外に向けて発信する働きかけを図書館が担うということで、基本方針とのずれを感じる。

会長： 「基本方針・運営方針」は図書館の根幹的なものであるため、振興計画を議論する中でそちらもというように簡単に決められるものではなく、もっとしっかりした議論が必要なのではないか。今回は計画の策定にフォーカスを当てているため、「基本方針・運営方針」は今後取り組む図書館協議会の課題として位置付けるというのはいかがか。

副会長： この振興計画の中心である図書館の姿勢が前のままなら、そこだけ置き去りの計画になる。関連項目を見ると全部後ろ向き。基本方針が前を向かなければ、そ

れに合わせて取り組み方の姿勢が変わってこない。図書館の基本方針と計画の目標像は一緒であるべき。

委員： 副会長の意見もわかるが、今は振興計画について話し合っているため優先順位を付けてはどうか。まず振興計画の目標像を決め、それに合わせて来年度に基本方針・運営方針を見直すというのはいかがか。

副会長： 協議会として意見がまとまらなければそれでもよいが、課題として認識しなければ振興計画は計画ができただけで終わってしまうのではないか。

会長： 課題としては認識している。副会長の意見は、計画の目標像の「市民の『知る』を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます」をそのまま図書館の基本方針にすることだが、それはここでは難しいのではないか。他の方の意見はいかがか。

委員： 図書館が「市民の『知る』を支援する」で止まっているのは物足りない。副会長の意見のように、図書館はもっと積極的な活動をするべきで、そのためにはこの目標像では抽象的すぎるのではないか。計画全体を見て思うのは、図書館が推進役になっていないということ。図書館がより積極的に関わる具体的な文言を目標像に入れるとよい。

会長： iv頁の目標像の文言について修正するというのではなく、この文言をそのまま多摩市立図書館の基本方針・運営方針にするかどうかについての議論。今早急にしないでいいのではないかというのが私の意見。

副会長： 自分が考えていたのは、「本の力と図書館の力を活かし、市民力育ちを目指す図書館」が図書館の目指すイメージ。読書で人が育ち、その成果を自分だけではなく地域に還元する、そこに図書館が関わっていくことが公立図書館の目指すところではないか。個人の中で成長したものを外へ向けさせるように図書館が働きかける、市民力育ちを手助けする図書館であってほしい。そしてそこまで職員がレベルアップしてほしいと期待している。

会長： 基本方針の変更を協議会として合意することは難しいと思うが、副会長の意見として参考にしていただければと思う。

次に関連項目の①iii頁「1 目的」だが、現行「・・・その土台となる図書館の運営の改善を行うことを目的とします」とあるのを「・・・その拠点となる図書館は、『図書館法』や『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』等を踏まえ、運営の改善・向上を図ることを目的とします」と修正することについてはいかがか。この計画の根拠法を示す文言なので、「図書館法」や「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を入れてもおかしくはないと思うが、読書活動振興計画なので「文字・活字文化振興法」だと思っていた。

副会長： 「文字・活字文化振興法」には計画を立てて読書活動の振興を図りなさいというだけで、具体的なことは書かれていない。10年経って多摩市が計画を作る意味がわからないが、現状に課題があり改善しようと考えているから作るのだと思

う。「運営の改善を行うことを目的とする」となっているが、なぜ「向上」を抜かしたのか。「文字・活字文化振興法」には「運営の改善及び向上のため」と書かれている。

会長： 異論が無ければこのまま協議会の意見とするがよいか。
では次にiv頁の「2 計画の目標像」のところで「図書館法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準等を踏まえ」を加筆するのはどこか。

副会長： 図中の「図書館運営の改善」のところ。

会長： 図は見たときに感覚的に理解する必要があるため、このままでよいのではないか。

副会長： では協議会の意見としてはまとまらないと理解する。

次に③1 頁「多摩市読書活動振興計画の構成」の「II 課題」に「第 3・・・多摩市立図書館の方向性」とあるが、方向性が何の課題なのかがわからないため具体的に「多摩市立図書館の機能強化・関連機関との連携強化」とするべき。「文字・活字文化振興法」でも大切であると謳っている。

④23 頁は関連項目。⑤25 頁は「読書活動を振興するための事業やイベントの実施や団体の支援」がなぜ「地域の課題に対応したサービス」になるのかがわからないので削除してはどうか。

会長： 異論がなければそのようにする。⑥27 頁の図の「図書館運営の改善」を「図書館の機能強化」とする意見と、⑦29 頁の(3)を「市民・地域・行政に役立つ図書館」とし、「取り組み 8」を「地域資料の活用による地域課題解決の支援・地域文化の継承」とする意見、また⑧29 頁(4)「取り組み 9」を「地域資料の積極的な収集・調べ案内の充実」とする意見についても異論が無ければ協議会の意見とする。

次に「3 人材育成」については、これをどのように計画に落とし込むかを議論している時間はないため、方向性についての意見をいただきたい。「(1) 市職員としての事業遂行・事業管理力、企画(立案)力などの養成研修を取り入れる」「(2) 市長部局への人事異動を積極的に行う」の 2 点について。

委員： 人事異動についてだが、図書館の場合は専門的な知識が必要で、異動が多いと蓄積したものが積重なっていかない。人事異動を積極的に行うというのは図書館にとって問題ではないか。

会長： 副会長の意図はどのようなものか。

副会長： 司書資格を持つ職員は採用後すぐに図書館に配属され、そのまま長く図書館にいる方が多いのではないか。図書館の職員であってもその前に市の職員として様々な情報収集をし、経営的な視点で物事を見ることが必要。今回の計画を見てもその点が抜けていて、従来の取り組みを守ろうとしている姿勢が随所に読み取れる。

会長： 副会長の意見は、基本的には専門職制度をとるべきであって、その専門職は一

定期間市長部局へ異動し、そこで経験し、また図書館に戻ってくるべきだということ。

委員： 子ども読書のボランティアで読み聞かせをしており、図書館職員にはご支援いただいている。しかし 3~4 年一緒にやってきて慣れてきた頃に異動があり、図書館経験のない新しい職員が来ることが多々あった。せっかく積み上がってきたものを一からやり直すのは大変なこと。上に立つ管理職には異動が必要かもしれない。現場で対応する職員も十分に図書館で経験を積んだ上で市長部局へ異動し、外の空気を吸うことも必要かもしれないが、「積極的に」とはいえない。

副会長： 前の館長の時は積極的とはいえないが人事異動があったと思う。図書館の職員は図書館の中で異動することが多く、市長部局に異動するには上に立つ方の働きかけが必要。図書館の専門職であっても市の職員である基礎力をつけないと、これからは市民と様々な問題に取り組まなければならない、地域課題解決に対処するためにも行政の仕事力が必要になってくる。

館長： 今ここにいる職員で図書館の経験しかない職員は 2 人。あとの 8 人は 1 度図書館から異動してまた図書館に戻った職員や、市長部局から図書館へ異動してきた職員。最近では図書館だけに勤務するという事はあまりない。

会長： では、この件については異論があるということで協議会の意見とはしない。
先週、九州へ 8 館程図書館を見に行ったが、春日市民図書館では専門職制度を採用しているが、対応してくれた職員は、市長部局と教育委員会に異動したと話していた。人事の停滞等の問題もあるため、多少の異動はあるほうがよいと思う。専門職制度をとっていても一定期間だけ外部へ行き、また戻ってくる保証があれば経験になる。しかしこれについては異論があるため協議会の意見とはしない。
では次に皆さんから意見をいただきたい。

委員： 12 頁については、図書館の担い手や人件費の問題もあるかもしれないが、嘱託職員を増やし常勤職員を減らしていくことは図書館サービスの質の低下に繋がるのではないかと。もう少し検討していただきたい。嘱託職員だけが業務にあたる図書館があるが、働く時間や研修など様々な問題があるのではないかと。単に人件費を減らすためにおこなうのはいかがなものか。

13 頁の情報システムの状況について、コンピュータシステムを取り入れて図書館が進化していくことはよいことだと思うが、それに取り残される利用者も出てくる。自分はインターネットが苦手だが、図書館の端末を使うことはできる。しかしその端末も使えない世代もいるため、そのような人たちに対するサービスも考えていただきたい。寝たきりの方はリクエストした本を配達してもらっていると思うが、リクエストをする段階でインターネットが使えない場合は電話でリクエストを受け付ける*1 など、弱者をフォローする体制を整えていただきたい。

本会長： 質問だが、嘱託職員の雇用止めはあるのか。

館長： 勤務評定などの仕組みはあるが、基本的に問題がなければ定年まで勤めていた

だいている。*2

会長： 手当ては支給されるのか。

館長： 勤続年数に応じて加算がある。

副会長： 12 頁で、東寺方図書館の嘱託職員運営は平日において試行となっているが、土日は勤務していないのか。

館長： 土日は常勤職員が応援に行っているため、嘱託職員だけの運営は平日のみ。

会長： 東寺方図書館の嘱託職員運営についての試行が長いが、検証はされているのか。

館長： まだこの場でご報告できるまではまとまっていない。

副会長： もう何年も経っている。良い点、悪い点があると思うが、何年もそのままにしておくのはいかがなものか。試行なのだから3年くらい経ったらその結果をまとめるべき。

委員： 26 頁の「3 職員の配置、研修等」に「専門的分野の外部委託の検討」とあるが、これはどのようなことか。安易に委託をしてはいけないのではないかと思っている。

館長： これはコンピュータ関係の運用や図書館の根幹的ではないところは専門家に任せ方がよいという考え。一般的なことなので特にここに載せる必要はないのかもしれない。

委員： 30 頁の「基本目標 (1) だれもが使える図書館」について。永山図書館はいつも利用者が多く職員も大変そう。地域館が廃止になると益々利用者が増え対応できるか心配。

31 頁「取り組み1 より利用しやすくするための配慮」の効果について、乳幼児を連れた保護者はどのような本を選べばよいか悩んでいる。図書館に相談できる人がいるとよい。カウンターの職員は忙しそうに相談できない利用者もいる。乳幼児の本が並んでいる棚に絵本相談員が配置できるとよい。小さいお子さんがいるお母さんは、ひとりで子育てをしていると煮詰まり、精神的に不安定になることもあるので、外へ出ることがよいと思う。図書館や児童館でおはなし会をしているが、乳幼児が増えていて手狭になっている。地域館がなくなるとそれに代わる場所をつくる必要があるのではないか。永山図書館でおはなし会をすると親子で 20 組程度の参加があるが、児童コーナーでは狭いため和室を借りて定期的におこなっている。おはなし会の場所についてももっと細やかな配慮をお願いしたい。

会長： 具体的に何を変えるかは任せるが、趣旨を汲んで計画に盛込んでほしいということではどうか。(委員了承)

委員： 34 頁関連だが、小学校がしていただいていることに図書館訪問がある。家庭によっては図書館を活用できていない中で、図書館訪問で子どもたち全員が図書館を利用できる場を設けていただいていることは学校としては大変ありがたいこ

と。ぜひ実施を続けていただきたい。

また、本校では市民ボランティアの方々との協働を進めている放課後子ども教室というのがある。図書館の養成講座を終わられた地域の方が子どもたちに読み聞かせをして、読書の楽しさやおはなしの面白さを伝えている。とても助かっていることをお伝えしたい。

それから、ビブリオバトルというのが最近流行っており、37 頁にも読書振興のためのイベント開催があるが、学校現場でも小学校は3 分間自分の好きな本の書評を伝えることをしている。それにより子どもたちが本に触れる機会が増え、自分の考えを述べるコミュニケーション力も伸びている。このようなイベントに学校も協力してやらせていただければありがたい。現在、図書館司書と学校司書が合同で研修を受けていることは有効なため、今後も連携をとっていただきたいと思っている。

会長：　　今までおこなわれている活動をより充実させるということ。

委員：　　48 頁、58 頁に資料費のことがあり、図書館費に占める人件費の比率は 75%、それに対して資料費は 8%で、13 市平均を見ても資料費が少ない。この解決策として嘱託職員を増やすなどが出ているが、ほかには具体的にどのようなことを考えているのか。資料費が少ないことは図書館として気になると思うが、どのように考え進められているのか。

会長：　　計画では資料費の充実が謳われているか。

館長：　　具体的にはない。今までは一貫して何かの指標を設けた資料費の要求をしてこなかった。一般的に刊行 5 年以内のものは新鮮だが、それを過ぎるとあまり使われなくなるといわれている。5 年以内の本が全体の蔵書のどれくらいなのか、開架の中でどれくらいなのかを指標とすることで、他市と比べてここまでは必要等の指標を設けて説明すると効果が出てくるのではないかと考えている。

委員：　　先程副会長が言われた廃棄基準についてはどのようになっているのか。一昨日の東京新聞夕刊の 1 面に「貸出ゼロ本読者を探せ」という記事が出ていた。江戸川区の図書館で 1 度も借りられていない本を展示し紹介すると、その本を必要とする人が現れるというもの。どの段階で廃棄とするかは難しいが、多摩市としての基準を教えてください。

副会長：　　その前に質問だが、先日、豊ヶ丘図書館で閉架書庫の本を返したが、そのまま豊ヶ丘図書館の在庫となり、いずれ廃棄されてしまうということはないのか。

館長：　　閉架書庫の本は閉架書庫へ戻る仕組みになっている。廃棄については要綱等で明確にはなっていないが、決裁があがってきて認めている中には、ある程度の目安がある。ベストセラーで予約が多いものは 20 冊ほど購入しており、それがあがる程度経つと壊れたりするため、一定時期がきたら複本を縮小する。また、最後の 1 冊については東京都立図書館にあるかを検索しているが、都立にあるが残す

もの、都立になくても実用書なので廃棄するものなど様々。何でも年数が経過したから廃棄するのではなく、内容を見ながら東京都内の蔵書状況も見て廃棄をしているのが現状。

会長： 廃棄基準はないということか。

館長： (要綱としては) ない。*3

会長： ほかに何かあるか。

委員： 先ほど他の委員から在宅の乳幼児を抱える母親の話が出たが、保育園では図書館には行きたいけれど日々忙しくなかなかな行かないという声を聞く。本園でもようやく始めた団体貸出が大盛況で、毎日のように借りていく。借りる方がいるのかと躊躇していた気持ちが吹き飛ばすほど盛況だが、果たして図書館に行くのかとなると時間がない、休みの日はやることが沢山ある、でも本は読んであげたいのではないか。子どもたちも自分で本を選ぶ時はいきいきとしている。子どもを抱えたお母さんが利用する図書館を充実させることも大事だが、なかなか出向けない人たちの身近に本を持っていくことも考えたら、もっと利用する方が増えるのではないか。

副会長： それは読書活動振興のひとつの取り組みで、図書館に来られない人たちに対しても展開していき、多摩市自体が活発になるためのひとつの取り組みだと思う。最近では本屋さんでも読み聞かせをしている。読書活動を色々なところでやっていくことが大事。振興計画の取り組みとしては良い取り組みだと思う。

委員： 44 頁の新たな本館と拠点館（関戸・永山）を充実させて、地域館は拠点館を補完する形にするということ、以前話されていたサービスポイントより内容がプラスされていると思うが、できるだけ身近なところに沢山あるとよい。たとえば東寺方がなくなるとしてもその近辺に 2~3 箇所できればカバーできるのではないか。トムハウスで小さな赤ちゃんを集めておはなし会をしているが、28 年度から妊婦を含めて 18 歳までの地域包括子ども支援センターが新たな事業展開を始めると児童館の方が言っていた。トムハウスの学童保育の部分が学校へ移るため、そのスペースを新しい事業に充てるとのこと。そこに団体貸出で絵本や妊婦さんのために健康や病気に関する本を置けば、わざわざ遠くの図書館へ行かなくても借りられるのはとても良いこと。そこで絵本ソムリエのような知識のある人に対応していただけたらよい。トムハウスだけでなく永山児童館などで何箇所か同じような計画があるらしいので、そのような施設が増えるとよいと思う。

また高齢者については、以前は雑誌と新聞があればいいとのことであったが、それだけでは満足できないのではないか。高齢者が集える場所に団体貸出をするとよいが、本だけを置いて管理が大変で自然消滅してはいけないので、近隣の市民にも呼びかけて協力してもらえる人を募り、本を管理する人をつけるとよい。

会長： 前の計画ではそのようなことも詳しく書かれていたと思うが、今回はかなり図

書館寄りの計画になっている。読書計画なので、そのようなところも目配りのきいた計画が必要ではないか。

副会長： 44 頁に関連して、現在の地域館が点線で囲まれていて、矢印で拠点館を補完することを目指すようになっている。これが新しい図書館のイメージらしいが、読書振興計画にどのように図書館が関わっていくのか。何のためにこの図があるのか分からない。「拠点館で全域サービスを実施」となっているが、全域とは何を指しているのか。前の計画ではサービスポイントのことが書かれていて、地域のサービスに寄与すると思っていたが今回はそうではなく、機能は拠点館の補完として運営は市民との協働の可能性を検討と書かれている。現在の地域館はこれから市民との対話の中で検討し、どうなるかわからない中で、このような書き方をしてよいのか。

会長： どのようにすればわかりやすくなるのか。

委員： 言葉ではないか。「拠点館を補完する地域館」がわかりづらいのではないか。

副会長： 現在の地域館が点線になっているということは、これをなくす方向でいるという気がする。一般の市民が点線をみたら消えていくイメージを持つのではないか。それでいいのか。

館長： それはまだ決まっていないこと。

会長： そこは流動的で難しいところだが、誤解のないように修正いただけたらと思う。何かほかにあればいつまでに事務局へ連絡すればよいか。

館長： 2 週間以内に連絡いただければと思う。1 月末以降の庁内策定委員会で検討したいと考えている。

副会長： 嘱託職員のことだが、同一労働同一賃金の原則があると思うが、嘱託職員が常勤職員と同じ仕事をするようになると問題が生じるのではないか。

館長： 常勤職員と嘱託職員の比率が変わってきているが、同じ仕事をするわけではない。例えば常勤職員は財務的な意思決定の起案などをするが、嘱託職員がそれをするのではない。

副会長： 嘱託職員だけの東寺方図書館でも常勤職員が補っているということか。

館長： 東寺方図書館長は別において常勤職員の仕事をしている。

会長： では議案 1 については以上。次に、地域館を廃止する方向性が出ていることについて、市民から図書館協議会に要望が出ている。これについて皆さんから意見をいただきたい。経緯については、2013 年の図書館協議会第 1・2・3 回で協議があり、4 館を小規模化、或いは廃止をすとした。これは施設の再配置の中でこのような方向性が図書館側から示され、2013 年 7 月 5 日には両論を協議会の意見として示したが、教育委員会からさらに十分な議論をするようにと依頼があり、8 月 7 日には大規模図書館を整備すること、場所は多摩センター駅周辺が望ましいこと、分館は拠点館である関戸・永山のみとし、ほかは小規模拠点とすること、その図書館に代わる小規模拠点は現在の地域館に加えて学校やコミュニティセ

ンターに置き補完的なサービスをすることという意見を出した。その後事務局から図書館協議会に議会等で陳情が出され、趣旨採択あるいは採択されたとの情報提供があった。この問題について聖ヶ丘図書館の存続を考える会から図書館協議会会長宛に「多摩市における地域図書館廃止計画の見直しに向けてのお願い」が今年の7月17日付で出されている。これは4つの地域館の存続を強く要望するという内容で、図書館協議会としてどのような対応ができるかということを議論したいと考えている。

そもそも図書館協議会とは何かを確認すると、図書館法第14条では図書館の運営について図書館長の諮問に応ずるとともに図書館奉仕について図書館長に意見を述べる機関であり、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では「地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする」となっている。地域館の存続を求める署名は多摩市民の10分の1になっている現状で、図書館協議会としても何らかの対応が必要なのではないかと考えている。皆さんから意見があればお願いしたい。

委員： 多摩市の図書館は市民の図書館ということで出発し、ここまで整備されてきたのに中央館ができる前に地域館がなくなることは残念。身近な図書館がなくなるのは危機的なこと。(団体の)皆さんの意見を聴く機会があっても良いのではないか。

会長： 要望を寄せている団体の方と意見交換等の機会を持つことについてはいかがか。図書館協議会の公式的な場では難しいと思うのでインフォーマルな場で情報交換するのはどうか。

委員： 図書館協議会委員の意見だけでは多摩市の姿勢をなかなか変えられないと思うので、館長にも出席いただき市民の熱い思いを一緒に聞いていただきたい。

会長： 公式的なものではないので必ず出席とは言わないが、できる限り参加していただきたい。また協議会としては図書館長にも出席をお願いする。

また、図書館の全域サービスについて、協議会としても考えておかななくてはいけないと思っている。2013年8月に協議会が案を出してから状況が変わってきているところもある。その当時の小規模拠点には蔵書を置かずリスエストした本をそこで受取るとのことであったが、場合によっては蔵書を置くという話しも出てきている。それが一貫した論理の基に考えられているのかは分からないが、図書館協議会の意見として、こうすれば全域的なサービスを確保できるという案を考えた方がいいのではないか。図書館協議会は年4回程度の予算しかないため、検討チームのようなものを設けて原案を練り、協議会に案を出していければと思う。協議会は拘束力のあるものではないが、委員として責任を果たす必要があるのではないかと考えている。

副会長： 諮問されない意見が言えないのではなく、これからの図書館について、読書活動振興計画についてもそうだが、事前に勉強し協議会側から図書館に提案する

ことも必要なのではないか。

会長： では、非公式な形で要望を寄せていただいた団体の方と情報交換をすること、今後の中央図書館がどうなるのかは流動的ではあるが、多摩市の全域サービスをどのように確保していくかを協議会の意見としてワーキンググループ方式で考えていくことでよいか。

委員： 委員の人数が少なく学校関係の方もお忙しいので、もっと市民の方に声をかけ一緒に考える機会を作っていただけたらと思うがいかがか。

副会長： まずは協議会委員が情報交換をしてからではないか。

委員： 多摩市全体の図書館がどうあるべきかについて、自分は素人だが、周りには図書館に詳しく全国の図書館を調べている方もいる。多摩市にもっといい図書館が欲しいとういことで一生懸命な方が沢山いる。ぜひそのような方の意見を取り入れて考えていきたいと思う。

会長： もちろん市民の意見を聞くことはよいが、やはりワーキンググループは協議会委員でおこないたい。非公式の会合については私の方で進める。

 では、本日の議題は以上。これで平成 27 年度多摩市図書館協議会第 2 回定例会を終了する。

*1 宅配サービスは「多摩市立図書館障がい者等サービス事業実施要綱」に基づき実施している

*2 任用期間は 1 年以内（ただし 65 歳に達する場合を除いて、任用期間内の勤務成績が特に良好である場合は 4 回に限り、更新をおこなうことができる）任用期間終了後は再度採用試験を実施している

*3 要綱ではないが内規として「廃棄基準」を設けている